

進路だより③

今市特別支援学校進路指導部 令和7年10月31日発行



ホームページにも
掲載しています。

10月に入ってもまだまだ暑さが残り、半袖で過ごす日々が続きましたが、一雨ごとにだんだんと秋が深まってきました。児童生徒たちは日々の学習や様々な体験を確実に積み重ね、一人一人の学びを深めています。

今回の進路だよりでは、進路豆情報として『就労選択支援サービスについて』を御紹介します。

また、7月に行われた『アビリンピック大会』、8月に本校で実施した『日光市福祉事業所説明会』についてお知らせします。

進路豆情報

就労選択支援サービスについて

令和7年10月から『就労選択支援』サービスが開始となりました。今号では、本校において、この新しいサービスをどのように利用するかを具体的にお知らせします。

○ 就労選択支援とは・・・

前号でも『就労選択支援』について御紹介しましたが、改めて概要についてお知らせします。

■ どんなサービス？

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス

■ どんな人が使えるサービスなの？

- ① 福祉就労のサービス（就労移行支援、就労継続支援）を利用したいと考えている人
 - ② 現在福祉就労サービスを利用している人
- ⇒ ①が特別支援学校の生徒に当てはまります。

学校卒業後すぐに各種就労サービスを利用したい場合は、以下の表のとおり就労選択支援を利用する必要があります。

卒業後に利用したい就労サービス	就労選択支援を利用する必要性
ア 就労継続支援B型	令和7年10月から原則利用が必要
イ 就労継続支援A型	令和9年4月から原則利用が必要
ウ 就労移行支援	希望に応じて利用できる

※ その他の詳細については、前号（進路だより②）を御覧ください。

詳しくは
コチラ→



○ 本校における『就労選択支援』のサービス利用について

『就労選択支援』サービスの開始にあたり、本校生徒が、このサービスをスムーズに利用するため、サービス利用に向けた計画を作成しました。内容についてお知らせします。

■ 対象生徒

対象となる生徒は、2つのグループに分かれます。

グループ①【高等部2年生】

高等部2年生で、卒業後に就労系サービス（就労継続支援A型、同B型、就労移行支援等）の利用及び、一般就労（障害者雇用）を希望する生徒のうち、就労選択支援の利用を希望する生徒

グループ②【高等部3年生】

高等部3年生で、卒業後に就労継続支援A型※¹、同B型のサービス利用を希望する生徒

※¹ A型事業所の利用にあたっては、令和9年度から本サービスの利用が必須となります。

■ 利用目的

各グループは、サービスの利用目的が異なります。

グループ①【高等部2年生】

対象生徒の就労能力や適性、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を、サービス利用を通して対象生徒、保護者等と共に把握し、進路の方向性や産業現場等における実習の実習先の検討に生かすため。

グループ②【高等部3年生】

卒業後に直接、就労継続支援A型又はB型サービス事業所を利用するためには、本サービスの利用が必須であるため。

■ 利用方針

本校の年間学習予定に基づき、各グループが利用目的に沿ってサービスを受けられる時期や、時間、利用方法等をまとめました。

グループ①【高等部2年生】

- ① 基本的に6月を利用期間とする。
- ② サービス実施事業者（以下、事業者）が1学期の「校内実習」を活用して就労アセスメントを実施する。
- ③ 事業者の施設におけるアセスメント※²は放課後に行う。

※² 校内実習を活用したアセスメント以外で、3日間程度、事業者の施設で行うアセスメントが必要。

（施設までの移動は、保護者送迎又は事業者の送迎車利用のいずれかを想定しています。）

グループ②【高等部3年生】

- ① 基本的に9月又は10月を利用期間とする。
- ② 卒業後に日光市の事業所利用を希望する生徒は、10月の利用を基本とし、事業者が「産業現場等における実習」を活用して就労アセスメントを実施する。なお、事業者の施設におけるアセスメント※³は放課後に行う。
- ③ 卒業後に日光市の事業所以外利用を希望する生徒は、9月の利用を基本とし、放課後※⁴に事業者の施設におけるアセスメントを受ける。

※³ 産業現場等における実習を活用したアセスメント以外で、3日間程度、事業者の施設における行うアセスメントが必要。（施設までの移動は、保護者送迎又は事業者の送迎車利用のいずれかを想定しています。）

※⁴ 事業者の施設までの移動は、保護者送迎又は事業者の送迎車利用のいずれかを想定しています。

■ サービス利用の流れ

グループごとの利用の流れは次の表のとおりです。サービス利用開始までには、申請から2か月程度の期間が必要です。申請は保護者等が行います。

グループ①【高等部2年生】

時期	実施者	内容
2月上旬 ～下旬 (1年次)	学校	サービスの説明 (3学期の保護者懇談を活用します。)
4月上旬	学校	サービス利用の確認
4月中旬 ～下旬	保護者 等	サービス利用の申請 (市町の担当課〔障がい福祉課等〕に申請します。)
5月上旬 ～中旬	相談員	利用計画作成※
5月下旬	市町	サービス受給決定 (受給者証が発行されます。)
6月	事業者	サービス利用

グループ②【高等部3年生】

時期	実施者	内容
5月～ 6月	学校	サービスの説明 (1学期の保護者懇談を活用します。)
6月～ 7月	保護者 等	サービス利用申請 (市町の担当課〔障がい福祉課等〕に申請します。)
6月～ 7月	相談員	利用計画作成※
7月～ 8月	市町	サービス受給決定 (受給者証が発行されます。)
9月又は 10月	事業者	サービス利用

※ サービス利用には利用計画の作成が必要です。
相談支援専門員(相談員)と契約し、計画を作成してもらいます。

新しく始まるサービスのため、御心配なことも多いかと思います。御不明な点がございましたら、進路指導部までお問合せください。

■ 就労選択支援サービス事業所の紹介 ■

日光就労選択支援センター いなほ

住所：日光市今市926-1

電話：0288-25-5471

詳しくは
コチラ→



※ 令和7年10月31日現在、本校学区(日光市、鹿沼市、塩谷町)に、就労選択支援事業所は、「いなほ」様1社のみです。来年度からのサービス利用に向けて連携を図っています。

!!! 保護者説明会を開催します !!!

以下のとおり就労選択支援サービスの保護者説明会を実施します。

日光市で就労選択支援サービス事業所を運営している「いなほ」様と

日光市障がい福祉係から「サービス内容」と「サービス利用手続き」

について御説明いただきます。

来年度から本サービスをスムーズに利用するために是非、御参加ください。

日 時 令和8年2月4日(水) 11:00～11:50

(※ 高等部保護者会の中で行います)

場 所 栃木県立今市特別支援学校

対 象 高等部1、2年生の保護者

内 容 ・サービス内容の詳細 ・サービス利用の手続き

説明者 日光就労選択支援センター いなほ

日光市障がい福祉係

アビリンピック大会



7月5日（土）に、「第24回とちぎアビリンピック大会」が栃木県職業能力開発促進センターや障害者スポーツセンターなどで行われました。

今年度、本校からは製品パッキング競技、PC データ入力競技、オフィスアシスタント競技に1名ずつ生徒が出場しました。放課後にそれぞれの競技種目の練習を重ねて大会に臨み、製品パッキング競技では、銅賞を受賞することができました。その他の競技でも最後まで一生懸命に手を止めずに取り組む姿が見られました。

アビリンピック大会に出場する目的は、上位入賞を目指すだけでなく、働く上で効率よく作業するにはどうしたら良いかを考え、実践する力を競技の練習を通して身に付けることにあります。今回の経験をこれからの学習や社会生活に生かしてほしいと思います。

日光市福祉事業所説明会

8月28日（木）に、日光市福祉事業所説明会を開催しました。日光市内の福祉事業所（就労継続支援A・B型事業所、生活介護事業所）の方々に来校いただき、それぞれの事業所の概要等について参加者（本校保護者や児童生徒、職員）に説明していただきました。

詳しくは、以下のQRコードから御確認ください。



←『日光市福祉事業所説明会』について
（本校ホームページ「進路指導ページ」）
※ 当日の様子が閲覧できます。



←当日資料『日光市内事業所ガイドブック』
事業所の内容や定員、送迎など詳しい情報が載っています。是非ご一読ください。

栃木県の最低賃金について

時間額 **1,068円**

発効日:令和7年10月1日

■栃木県最低賃金が1,068円に改定され、令和7年10月1日から発効されました。

■栃木県最低賃金は毎年改定されており、令和7年度の引き上げ額は64円と過去最大の引き上げになりました。

詳しくは
コチラ→

【栃木労働局HP】



事業所パンフレットコーナー リニューアルしました！



◆ご自由にお持ち帰りいただける日光市、塩谷町、鹿沼市などの事業所のパンフレットコーナーをリニューアルしました。

◆学校にお越しの際は、ぜひ一度、高等部棟1階進路情報コーナーをのぞいてみてください。